

一般社団法人レプロ東京 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人レプロ東京 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、障害者と健常者が融合したサッカーを軸とした各種スポーツで世の中に感動を創造し続ける事、スポーツを通じた共生社会の実現を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) サッカー及び各種スポーツの啓蒙普及に関する事業
- (2) サッカー及び各種スポーツを通じた社会福祉の増進に関する事業
- (3) サッカー及び各種スポーツを通じた国内外の他地域との文化交流促進に関する事業
- (4) 障害理解深化を始めとする各種生涯学習の促進及び普及啓発に関する事業
- (5) セミナー、講演会、研修会、イベント、大会等の企画、実施、管理及び運営に関する事業
- (6) 書籍、出版物、印刷物等出版に関する事業
- (7) 当法人が主体的に実施するスポーツ物品等の販売事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人の活動理念に共感すると共に理念の達成に向けて協働できる志を持ち、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2)総社員が同意したとき。
- (3)当該社員が死亡、または解散したとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第12条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役 員

(役員の設置等)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議により定める。

(理事の職務権限)

第19条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

(1)当法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事の選定及び解職

(招 集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ定める序列に基づき該当理事が理事会を招集する。

(決 議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会において、社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第34条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散する。

(残余財産の帰属等)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年11月30日までとする。

(設立時理事等)

第37条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	伊賀崎 俊 江島 由高 林 和成
設立時代表理事	伊賀崎 俊
設立時監事	清水 拓

(設立時社員)

第38条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	伊賀崎 俊 [Redacted]
設立時社員	江島 由高 [Redacted]
設立時社員	林 和成 [Redacted]
設立時社員	清水 拓 [Redacted]

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めない事項は、すべて一般社団法人その他の法令に従う。

以上、一般社団法人レプロ東京の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年1月31日

設立時社員 伊賀崎 俊

設立時社員 江島 由高

設立時社員 林 和成

設立時社員 清水 拓